

事務連絡
令和6年1月16日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課
精神・障害保健課
こども家庭庁支援局
障害児支援課

令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し
適用すべき措置の指定に関する政令等について

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項の規定により、特定非常災害の被害者の権利利益であって、その存続期間が特定非常災害の発生日以後に満了するものについては、告示で定めるところにより、当該権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができるものとされています。

今般、「令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和6年政令第5号）により、令和6年能登半島地震（以下「当該災害」という。）が特定非常災害に指定されるとともに、法第3条第2項の規定に基づき、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件」（令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）及び「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件」（令和6年厚生労働省告示第7号）により、障害保健福祉関係の一定の権利利益に関する満了日について、当該災害の被害者による延長の

申出を必要とせずに、一律に令和6年6月30日まで延長する措置を講ずることとしました。

これに伴う障害保健福祉に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりとなりますので、御了知の上、管内市町村、障害福祉サービス等事業者、医療機関等への周知をよろしくお願ひいたします。

記

第1 満了日の延長を行った権利利益

1 満了日を延長した権利利益については、別添1及び別添2のとおりであり、そのうち障害保健福祉に関する権利利益の延長を行ったものは次のとおりである。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）関係
 - 精神障害者保健福祉手帳の交付（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第45条第2項）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）関係
 - 介護給付費等の支給決定（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第19条第1項）
 - 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定（特定被災区域内に事業所又は施設を有する者に係るものに限る。）（第29条第1項）
 - 地域相談支援給付費等の支給決定（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第51条の5第1項）
 - 指定一般相談支援事業者の指定（特定被災区域内に事業所を有する者に係るものに限る。）（第51条の14第1項）
 - 指定特定相談支援事業者の指定（特定被災区域内に事業所を有する者に係るものに限る。）（第51条の17第1項第1号）
 - 自立支援医療費の支給認定（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第52条第1項）
 - 指定自立支援医療機関の指定（特定被災区域内に指定自立支援医療機関を有する者に係るものに限る。）（第54条第2項）

第2 留意事項

- 1 特定被災区域内に居住地を有する者については、現に介護給付費等の支給決定等が行われており、かつ、当該支給決定等の有効期間が令和6年1月1日から同年6月29日までの間に満了する場合には、当該有効期間を同年6月30日まで延長することとなる。なお、現に障害支援区分の認定を受けており、「介護給付費等の支給決定について」（平成19年3月23日付け障発第0323002号）において示している障害支援区分の認定の有効期間が、令和6年1月1日から同年6月29日までの間に満了する場合においても、当該有効期間を同年6月30日まで延長することとする。
また、特定被災区域内に事業所を有する者、特定被災区域内の施設の開設者及び特定被災区域内の指定自立支援医療機関の開設者については、現に指定を受けており、かつ、当該指定の有効期間が令和6年1月1日から同年6月29日までの間に満了する場合には、当該有効期間を同年6月30日まで延長することとなる。
- 2 特定権利利益に係る満了日の延長措置は、法に基づく特別措置であり、当該災害の発生前と同様に、障害保健福祉に関する法令により許可等の更新を行うことのできるものについては、告示による満了日の延長措置にかかわらず、障害保健福祉に関する法令に基づき許可等の更新を行うこととするよう御配慮願いたい。

(資料)

- 別添1：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件（令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）
- 別添2：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件（令和6年厚生労働省告示第7号）
- 参考1：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）
- 参考2：令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに對し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号）

○こども家庭庁告示第一号
厚生労働省告示第一号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を次のように指定する。

令和六年一月十六日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

厚生労働大臣 武見 敬三

対象となる特定権利利益	対象者
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十九年法律第二百二十三号）第七条の規定に基づく介護給付費等の支給決定	令和六年能登半島地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第八号）が適用されたたた市町村の「被災区域」（以下「被災区域」という。）に居住する者
障害者総合支援法第二十九条第一項の規定に基づく指定障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所又は施設には係るものに限る。） 障害者総合支援法第五十二条第一項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定	特定被災区域内に事業所又は施設を有する者
障害者総合支援法第五十二条第一項の規定に基づく指定自立支援医療機関に係るものに限る。） 機関の指定（特定被災区域内に在る指定自立支援医療機関に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所又は施設を有する者

職業基安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規	対象となる特定権利利益	○厚生労働省告示第七号
了当六事特定被災する者許可月を有する者を除く期日者に間まで令た満に和る	対象者	厚生労働大臣 武見 敬三

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を次のように指定する。

令和六年一月十六日

厚生労働大臣 武見 敬三

職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可

児童福祉法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十九条の三第三項の規定に基づく登録検査機関の登録

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第三十一条の規定に基づく登録(昭和二十二年法律第二百三十三号)

予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十五条第一項の規定に基づく同法第十六条第二項第一号の医療費及び医療手当、同項第五号の葬祭料の給付

旅館業法(昭和二十三年法律第三十条の規定に基づく営業の許可)(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十九条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付

生活保護法(昭和二十五年法律第三百三号)第四十四条の規定に基づく指定医療機関の指定

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第四条の規定に基づく指定医療機関の指定

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十九条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付

旅館業法(昭和二十三年法律第三十条の規定に基づく営業の許可)(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十九条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付

旅館業法(昭和二十三年法律第三十条の規定に基づく営業の許可)(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る)

特定被災区域内に有する者を除く。

障害者の雇用の促進等に関する法律第五十一条第一項の規定に基づく特例給付金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第二項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく報奨金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第四項の規定に基づく報奨金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律第五十一条第一項の規定に基づく特例給付金の支給

特定被災区域内に主たる事務所を有する者

を除く。

特定被災区域内に主たる事務所を有する者

を除く。

介護保険法第一百七条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る)医療院の開設の許可	特定被災区域内に在る施設を有する者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る)	介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定介護地域密着型介護予防サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る)	介護保険法第四十六条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る)	介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る)	介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る)	介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅介護密着型サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る)	介護保険法(昭和六十年法律第八十八号)第五条第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可
介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る)	介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る)	介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付

支給の申請 厚生省令第六十三号 中国残留邦人等及び特待配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年改定) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特待配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年改定)	第九条の二第一項の規定に基づく麻薬小売業者間での麻薬の譲渡し の許可	麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和二十八年厚生省令第十四号)の規定に基づく麻薬小売業者間での麻薬の譲渡し の許可	特定被災区域内に麻薬業務所を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者
---	---------------------------------------	--	--------------------	------------------

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）

（趣旨）

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかつた義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例及び景観法（平成十六年法律第百十号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となつた者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項若しくは第五十八条第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第七条第三項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法第八条第五項、デジタル庁設置法第七条第五項若しくは国家行政組織法第十四条第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政

組織法第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。) の長 (当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会である場合にあつては、当該委員会) は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 (以下「延長期日」という。) を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分 (特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。) により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関 (国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。) に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関 (次項において「行政庁等」という。) は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申し出を行つたものについて、延长期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延长期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延长期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
(期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務 (以下「特定義務」という。) であつて、特定非常

災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかつたものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るもの）を含む。以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかつたことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかつた場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置）

第五条 特定非常災害によりその財産をもつて債務を完済することができなくなつた法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができるときは、当該決定を留保する決定をしなければならない。

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなつたときは、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。

5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。
(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置)

第六条 相続人（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める者）が、特定非常災害発生日において、特定非常災害により多数の住民が避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた地区として政令で定めるものに住所を有していた場合において、民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百十五条第一項の期間（この期間が同項ただし書の規定によつて伸長された場合にあっては、その伸長された期間。以下この条において同じ。）の末日が特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までに到来するときは、同項の期間は、当該政令で定める日まで伸長する。

一 相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合 その者の相続人

二 相続人（前号の場合にあっては、同号に定める者）が未成年者又は成年被後見人である場合 その法定代理人

（民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置）

第七条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

（景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）

第八条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年一月十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第五号

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和六年能登半島地震による災害を指定し、同年一月一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第二条から第七条までに規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和六年六月三十日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和六年四月三十日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和七年十一月三十一日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和六年九月三十日とする。

（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和八年十二月三十一日とする。

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

法務大臣 小泉 龍司